

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年3月27日告示第412号）

改正	昭和57年8月10日告示第812号	昭和58年2月15日告示第156号
	昭和58年3月22日告示第291号	昭和59年2月10日告示第99号
	昭和59年5月11日告示第396号	昭和60年5月21日告示第498号
	昭和60年7月9日告示第655号	昭和61年3月31日告示第321号
	昭和62年5月29日告示第424号	昭和63年5月20日告示第451号
	昭和63年12月16日告示第1121号	平成6年6月17日告示第513号
	平成7年1月31日告示第99号	平成8年4月19日告示第426号
	平成9年4月1日告示第370号	平成10年4月1日告示第352号
	平成11年3月31日告示第308号	平成11年12月21日告示第1039号
	平成12年1月28日告示第77号	平成12年12月26日告示第934号
	平成13年3月30日告示第313号	平成14年8月2日告示第655号
	平成14年9月13日告示第767号	平成15年3月31日告示第281号
	平成16年2月27日告示第131号	平成16年3月31日告示第254号
	平成16年7月20日告示第537号	平成18年3月31日告示第425号
	平成18年5月1日告示第616号	平成18年12月26日告示第1159号
	平成19年3月30日告示第288号	平成20年11月21日告示第790号
	平成21年3月31日告示第342号	平成22年3月31日告示第333号
	平成23年9月30日告示第619号	平成24年3月27日告示第190号
	平成25年3月29日告示第243号	平成25年5月14日告示第370号
	平成27年1月23日告示第89号	平成28年12月6日告示第900号
	平成29年3月31日告示第242号	平成31年3月29日告示第240号
	令和3年3月30日告示第272号	令和3年5月28日告示第439号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、県営建設工事の請負契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当する請負契約を除く。）を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県営建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事で県費で支弁するものをいう。
- (2) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。
- (3) 地方公所 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。
- (4) 広域振興局 組織規則第3章第2節に規定する広域振興局をいう。
- (5) 行政センター 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）第2条第4号に規定する行政センターをいう。
- (6) 審査指導監等 審査指導監（特命課長を置く審査指導監にあつては、入札業務を担当する特命課長）をいう。

（資格の審査）

第3条 県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める競争入札参加資格基準（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 第10条第1項第2号又は第3号の規定により資格を取り消され、当該取消の日から2年を経過しない者
- (3) 県税、法人税又は申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者
- (4) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者
- (5) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（第1号に掲げる者を除く。）

（申請書の提出）

第4条 前条第1項の資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に県営建設工事競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することが

できる。

- (1) 県営建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者
 - (2) 第9条第2号又は第3号の規定により資格を失い、新たに法の規定による建設業の許可を受けた者
 - (3) 第10条第1項第1号若しくは第4号の規定により資格を取り消された場合において当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者又は同項第2号若しくは第3号の規定により資格を取り消され、当該取消の日から2年を経過した者
 - (4) 営業又は事業の一部を譲渡した者
 - (5) 会社分割をした者
 - (6) 経常共同企業体（中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。）を結成しようとする者
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けた者
 - (8) 前条第2項第3号の規定により、資格審査を受けることができなかった者で、県税等を納付したもの
 - (9) 前条第2項第4号の規定により、資格審査を受けることができなかった者で、関係機関に届出を行ったもの
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、知事がやむを得ない事情があると認める者
- 3 申請書は、主たる営業所の所在地が県内にある者にあつては所管する広域振興局長を経由して、主たる営業所の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。

（資格基準等の公示）

第5条 知事は、第3条第1項の資格基準を定めたとき、及び前条第1項の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

（業種別区分及び等級別区分）

第6条 知事は、第3条第1項の資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき、岩手県建設委員会の意見を聴いて、土木工事、建築一式工事及びその他の工事の種類（以下「業種」という。）別の区分をし、業種のうち土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にあつては、等級別の格付け（以下「等級別区分」という。）を行う。

- 2 前項の等級別区分は、法第27条の29第1項の総合評定値のほか、工事種類別工事成績その他の必要と認める事項の審査の結果により行うものとする。
- 3 等級別区分及び等級別区分ごとの発注の標準となる県営建設工事の設計額（以下「発注標準金額」という。）は、別表のとおりとする。

(名簿の作成及び通知)

第7条 知事は、第3条第1項の資格審査を行ったときは、資格者につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(名簿の有効期間)

第8条 名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

(資格の喪失)

第9条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。
- (2) 法第3条第3項の規定により建設業の許可の効力を失ったとき。
- (3) 法第29条又は第29条の2の規定により建設業の許可を取り消されたとき。

(資格の取消し)

第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発又は命令を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。
- (3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の罪を犯した疑いにより逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。
- (4) 第3条第2項第5号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。
- (5) 第4条第1項の申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

(県営建設工事の請負契約)

第11条 県営建設工事の請負契約は、条件付一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、災害等緊急の場合その他条件付一般競争入札に付することが適当でないと知事が認めるときは、指名競争入札の方法により締結することができる。

(競争入札の参加者の資格等)

第12条 知事は、政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資

格を定めようとするときは、当該県営建設工事の種類に応じた業種及び等級別区分を行った業種にあっては当該県営建設工事の設計額に応じた等級（以下「相当等級」という。）に基づき、別に定める基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると知事が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者を入札に参加させることができる。

- 2 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者で当該県営建設工事の種類に応じた業種に区分され、かつ、等級別区分を行った業種にあっては相当等級に格付けされているもののうちから別に定める指名基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると知事が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者から指名することができる。

（最低価格入札者以外の者を落札者とするすることができる場合の基準の作成）

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、政令第 167 条の 10 第 1 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とするすることができる場合の基準を作成するものとする。

（競争入札審議会）

第 14 条 県営建設工事（地方公所の長が執行するものを除く。）について、出納局総務課入札課長（出納局総務課入札課長に事故があるときは、出納局副局長が指名する者）が主宰し、出納局副局長がその都度指名する者 5 人以上が出席して行う会議（以下「競争入札審議会」という。）を置く。

- 2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ競争入札審議会で審議させるものとする。

（1） 政令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするとき。

（2） 政令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定められた条件付一般競争入札の参加者の資格の有無を確認しようとするとき。

（3） 指名競争入札の参加者を指名しようとするとき。

（4） その他県営建設工事の請負契約に関し特に必要と認められるとき。

3 競争入札審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 競争入札審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。

5 委員が、やむを得ない理由のため競争入札審議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（地方競争入札審議会）

第 15 条 県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）について、広域振興局の審査指導監等（審査指導監に事故があるときは当該審査指導監が所管する区域を所管する広域振興局副局长が指名する者、特命課長に事故があるときは審査指導監が指名する者）が主宰し、当該広域振興局又は行政センター（以下「広域振興局等」という。）の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の審査指導監がその都度指名する職員 4 人以上が出席して行う会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。

（秘密の保持）

第 16 条 関係職員は、競争入札審議会及び地方競争入札審議会の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

（準用）

第 17 条 第 12 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条第 2 項（第 3 号を除く。）から第 5 項までの規定は、広域振興局の副局长又は審査指導監が条件付一般競争入札に付する場合の参加者の資格の設定、最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第 12 条第 2 項、第 13 条並びに第 14 条第 2 項第 3 号及び第 4 号並びに第 3 項から第 5 項までの規定は、広域振興局の審査指導監が指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について準用する。この場合において、第 14 条第 2 項から第 5 項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。

（医療局長又は企業局長の依頼による入札の執行等）

第 18 条 知事は、医療局長又は企業局長から県営建設工事に係る競争入札の執行等を依頼されたときは、この規程に基づいてこれを行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

（県営建設工事請負契約予定人選定要綱の廃止）

2 県営建設工事請負契約予定人選定要綱（昭和 42 年岩手県告示第 1341 号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際現に旧要綱第 4 条の規定により提出されている県営建設工事請負資格審査申請書は、この告示第 4 条に規定する申請書とみなす。

4 昭和 58 年 3 月 31 日に現に名簿に登載されている者のうち、主たる営業所の所在地が県外にある者に係る名簿の有効期間は、第 8 条本文の規定にかかわらず、当該登載の日から昭和 60 年 3 月 31 日までとする。

附 則（昭和 57 年 8 月 10 日告示第 812 号）

この告示は、昭和 57 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 2 月 15 日告示第 156 号）

この告示は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、昭和 58 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 22 日告示第 291 号）

この告示は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 2 月 10 日告示第 99 号）

この告示は、昭和 59 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 11 日告示第 396 号）

この告示は、昭和 59 年 5 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 5 月 21 日告示第 498 号）

この告示は、昭和 60 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 7 月 9 日告示第 655 号）

この告示は、昭和 60 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日告示第 321 号）

この告示は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 5 月 29 日告示第 424 号）

この告示は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 5 月 20 日告示第 451 号）

この告示は、昭和 63 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 12 月 16 日告示第 1121 号）

この告示は、昭和 63 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 17 日告示第 513 号）

この告示は、平成 6 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 月 31 日告示第 99 号）

この告示は、平成 7 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 19 日告示第 426 号）

この告示は、平成 8 年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日告示第 370 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日告示第 352 号）

この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日告示第 308 号）

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 21 日告示第 1039 号）

この告示は、平成 11 年 12 月 21 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 28 日告示第 77 号）

- 1 この告示は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から平成 12 年 12 月 31 日までの間においては、この告示による改正後の第 11 条中「1 億円」とあるのは、「2 億円」とする。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日告示第 934 号）

この告示中第 1 条の規定は平成 13 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 12 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日告示第 313 号）

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 13 日告示第 767 号）

この告示は、平成 14 年 9 月 13 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日告示第 281 号）

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 27 日告示第 131 号）

- 1 この告示は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 1 項の審査を受けるに当たり、この告示による改正前の第 6 条第 2 項に規定する経営事項審査の結果に係る通知書の写しを岩手県知事に提出した者に関する審査の結果については、この告示による改正後の第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日告示第 254 号）

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 20 日告示第 537 号）

この告示は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 425 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 1 日告示第 616 号）

この告示は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 26 日告示第 1159 号）

この告示は、平成 19 年 2 月 1 日から施行し、この告示による改正後の県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の規定は、平成 19 年度以後に作成される名簿の登載に係る資格の審査及び申請書の提出並びに同年度以後に行われる土木工事、建築一式工事及びその他の工事の種類別の区分及び等級別の格付けについて適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 288 号）

- 1 この告示は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等

に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

- 3 特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第428号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成20年11月21日告示第790号）

この告示は、平成21年2月1日から施行し、この告示による改正後の県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、平成21年度以後に作成される名簿の登載に係る資格の審査及び申請書の提出について適用する。

附 則（平成21年3月31日告示第342号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第333号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日告示第619号）

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第190号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第243号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月14日告示第370号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成27年1月23日告示第89号）

この告示は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日告示第900号）

この告示は、平成28年12月6日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第242号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第240号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第272号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日告示第439号）

この告示は、令和3年6月1日から施行し、この告示による改正後の県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の

規定は、同日以後に会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第93条の規定による公告
又は同規則第104条第2項の規定による通知をする土木工事から適用する。

別表（第6条関係）

業種	等級別区分	発注標準金額
土木工事	特A級	350,000千円以上
	A級	60,000千円以上
	B級	25,000千円以上 60,000千円未満
	C級	25,000千円未満
建築一式工事	A級	65,000千円以上
	B級	25,000千円以上 65,000千円未満
	C級	25,000千円未満
電気設備工事	A級	25,000千円以上
	B級	25,000千円未満
管設備工事	A級	25,000千円以上
	B級	25,000千円未満
舗装工事	A級	15,000千円以上
	B級	15,000千円未満